

# コンピュータウイルス・ 不正アクセスの届出状況

[2024年(1月~12月)]

本資料では、2024年1月1日から2024年12月31日までの間にセキュリティセンターで受理した、コンピュータウイルスとコンピュータ不正アクセスに関する届出状況を報告する。

## 目次

1. コンピュータウイルス届出状況 .....	- 1 -
1-1. ウイルス届出件数.....	- 1 -
1-1-1. 年別推移 .....	- 1 -
1-1-2. 月別推移 .....	- 1 -
1-2. ウイルス等検出数.....	- 2 -
1-2-1. 年別推移 .....	- 2 -
1-2-2. 月別推移 .....	- 2 -
1-3. ウイルス届出者別件数.....	- 3 -
1-3-1. 届出者の主体別届出件数.....	- 3 -
1-3-2. 届出者の業種別届出件数.....	- 4 -
1-4. ウイルス届出にみられた傾向 .....	- 6 -
2. コンピュータ不正アクセス届出状況.....	- 7 -
2-1. 不正アクセス届出件数.....	- 7 -
2-1-1. 年別推移 .....	- 7 -
2-1-2. 月別推移 .....	- 7 -
2-2. 不正アクセス届出者別件数 .....	- 8 -
2-2-1. 届出者の主体別届出件数.....	- 8 -
2-2-2. 届出者の業種別届出件数.....	- 9 -
2-3. 手口別件数.....	- 11 -
2-4. 被害内容別件数 .....	- 12 -
2-5. 原因別件数.....	- 13 -
2-6. 電算機別件数 .....	- 14 -
2-7. 電算機設置環境別件数.....	- 15 -
2-8. 不正アクセス届出にみられた傾向.....	- 16 -

# 1. コンピュータウイルス届出状況

2024年の1月から12月のコンピュータウイルス（以下、ウイルス）届出状況について示す。

## 1-1. ウイルス届出件数

### 1-1-1. 年別推移

2024年に寄せられたウイルス届出は、年間で前年の249件より11件（約4.4%）多い、260件の届出があった。このうち、ウイルス感染被害（実被害）があった届出は15件であった。

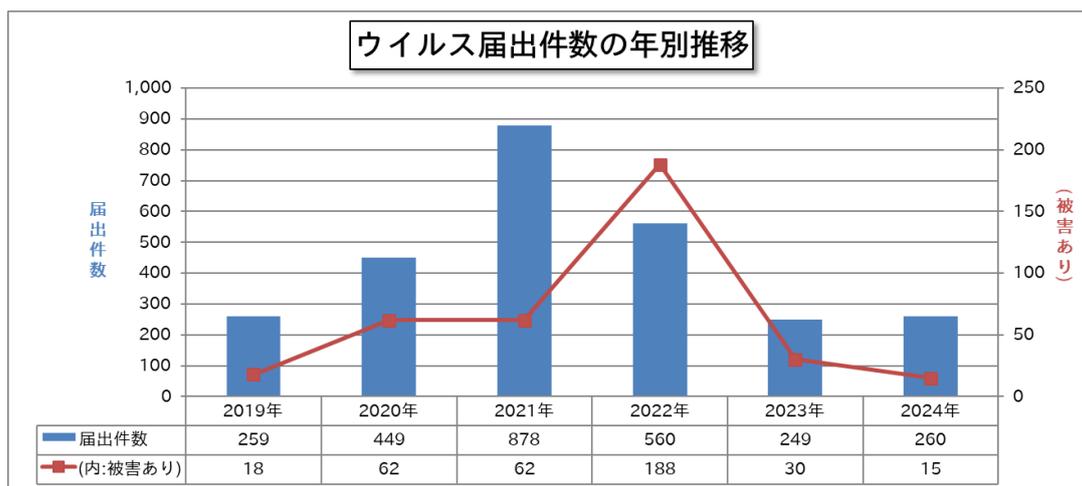


図 1-1：ウイルス届出件数の年別推移

### 1-1-2. 月別推移

2024年に寄せられたウイルス届出を月別に見ると、5月が最も多く、37件の届出があった。また、被害があった届出は8月が最も多く4件であった。

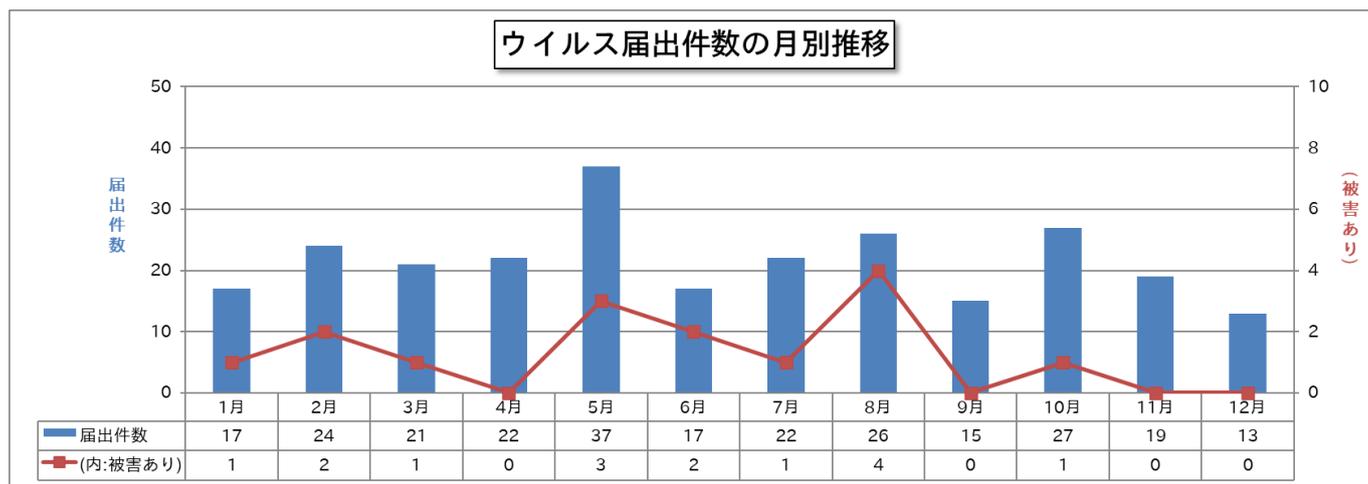


図 1-2：ウイルス届出件数の月別推移

## 1-2. ウイルス等検出数

### 1-2-1. 年別推移

2024年に寄せられたウイルス等検出数は、前年の582,622個より366,960個（約63.0%）少ない、215,662個であった。

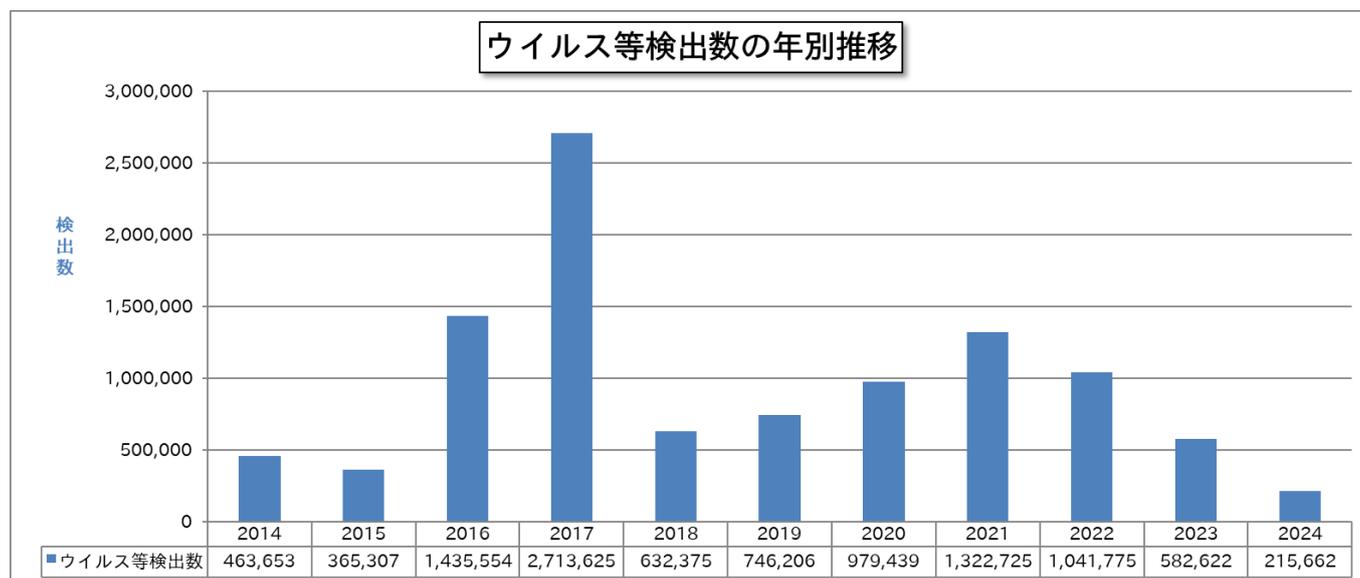


図 1-3：ウイルス等検出数の年別推移

### 1-2-2. 月別推移

2024年に寄せられたウイルス等検出数を月別に見ると、1月が最も多く、42,851個であった。

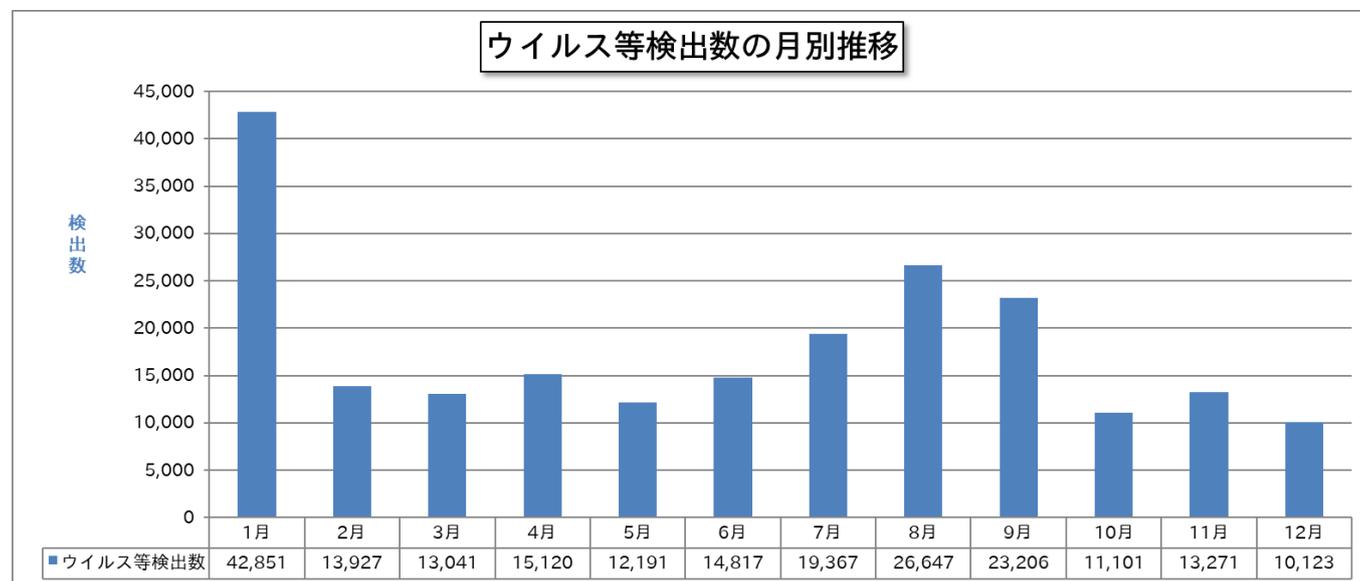


図 1-4：ウイルス等検出数の月別推移

### 1-3. ウイルス届出者別件数

#### 1-3-1. 届出者の主体別届出件数

2024年に寄せられたウイルス届出を、届出者の主体別に分類した比率および件数を次に示す。

前年と比較すると、「個人」のみ増加し、「法人」と「行政機関」の件数は減少した。比率では、「個人」からの届出が約51.9%（135件）と最も多かった。

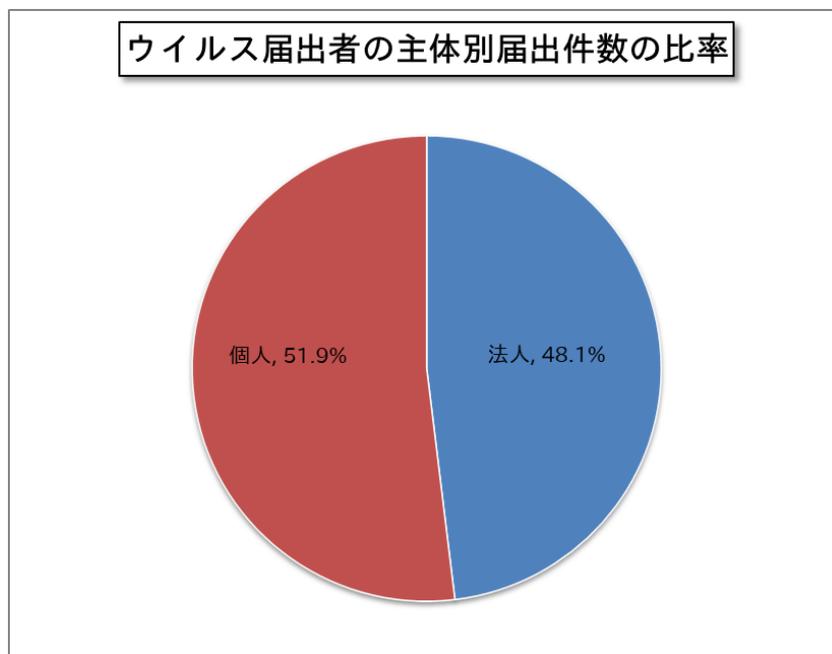


図 1-5：ウイルス届出者の主体別届出件数の比率（2024年）

表 1-1：過去3年のウイルス届出者の主体別届出件数の推移

届出者の主体	2022年	2023年	2024年
法人	388	166	125
個人	145	70	135
行政機関	18	13	0
教育・研究機関	9	0	0
合計（件）	560	249	260

### 1-3-2. 届出者の業種別届出件数

「1-3-1. 届出者の主体別届出件数」の個人を除く、ウイルス届出の届出者を総務省の日本標準産業分類<sup>1</sup>により業種別で分類した比率および件数を次に示す。

比率では、「G.情報通信業」からの届出が約43.2%（54件）、次いで、「E.製造業」が約32.0%（40件）、「J.金融業，保険業」が約14.4%（18件）であった。

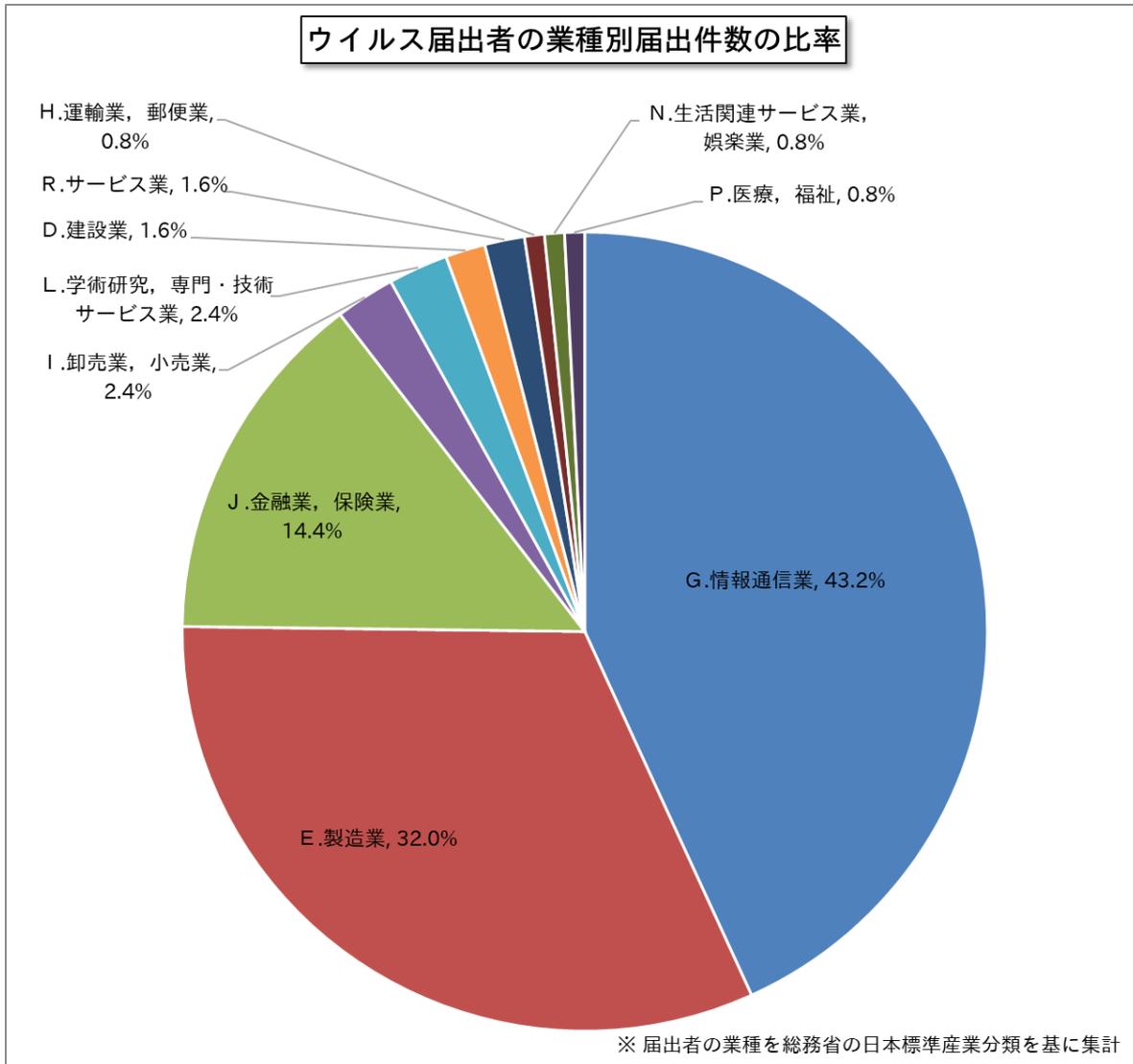


図 1-6：ウイルス届出者の業種別件数の比率（2024 年）

<sup>1</sup> 総務省：日本標準産業分類

[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm)

表 1-2 : ウイルス届出者の業種別届出件数

届出者の業種	2024 年
G.情報通信業	54
E.製造業	40
J.金融業, 保険業	18
I.卸売業, 小売業	3
L.学術研究, 専門・技術サービス業	3
D.建設業	2
R.サービス業	2
H.運輸業, 郵便業	1
N.生活関連サービス業, 娯楽業	1
P.医療, 福祉	1
合計 (件)	125

#### 1-4. ウイルス届出にみられた傾向

ウイルス届出の内容を見ると、実被害が発生する前に検知した「ウイルス検知」の届出がその大半を占めており、被害ありの届出の中では、11件のランサムウェア被害が寄せられた。

届出内容を被害原因別で見ると、「原因不明」となっているものが例年同様多い。これは、攻撃者側の手口の巧妙化や痕跡の隠ぺい等によるケースも考えられるが、被害の原因を特定する調査に適したログが取得されていなかった等の被害者側の環境に由来するケースも考えられる。侵害調査には調査に適したログ取得が必須である。自組織のログ等の取得や管理方法について適時見直し、適切なログ取得・保管ができているか定期的・継続的に点検することを勧める。

##### ・コンピュータウイルスに関する届出制度について

コンピュータウイルスに関する届出制度は、経済産業省のコンピュータウイルス対策基準に基づき、1990年4月にスタートした制度であり、コンピュータウイルスを発見したものは被害の拡大と再発を防ぐために必要な情報をIPAに届け出ることとされている。

IPAでは、個別に届出者への対応を行っているが、同時に受理した届出等を基に、コンピュータウイルス対策を検討している。また、受理した届出は、届出者のプライバシーを侵害することがないように配慮した上で、被害等の状況を分析し、検討結果を定期的に公表している。

##### ○コンピュータウイルス対策基準

平成7年7月7日（通商産業省告示 第429号）（制定）

平成9年9月24日（通商産業省告示 第535号）（改定）

平成12年12月28日（通商産業省告示 第952号）（最終改定）

##### ○経済産業大臣が別に指定する者

平成16年1月5日（経済産業省告示 第2号）

## 2. コンピュータ不正アクセス届出状況

2024年の1月から12月のコンピュータ不正アクセス（以下、不正アクセス）届出状況について示す。

### 2-1. 不正アクセス届出件数

#### 2-1-1. 年別推移

2024年に寄せられた不正アクセス届出は、年間で前年の243件より77件（約31.7%）少ない、166件の届出があった。このうち、実被害があった届出は132件であり、全体の約79.5%を占めた。

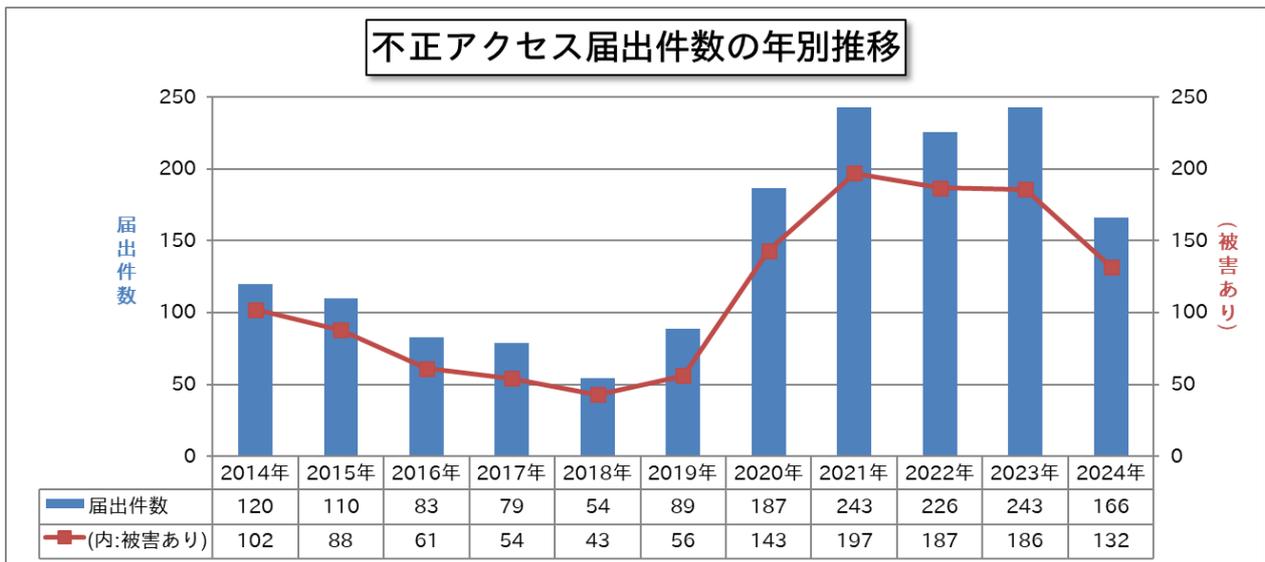


図 2-1：不正アクセス届出件数の年別推移

#### 2-1-2. 月別推移

2024年に寄せられた不正アクセス届出を月別に見ると、3月が最も多く31件の届出があった。また、被害があった届出も3月が最も多く、26件の届出であった。

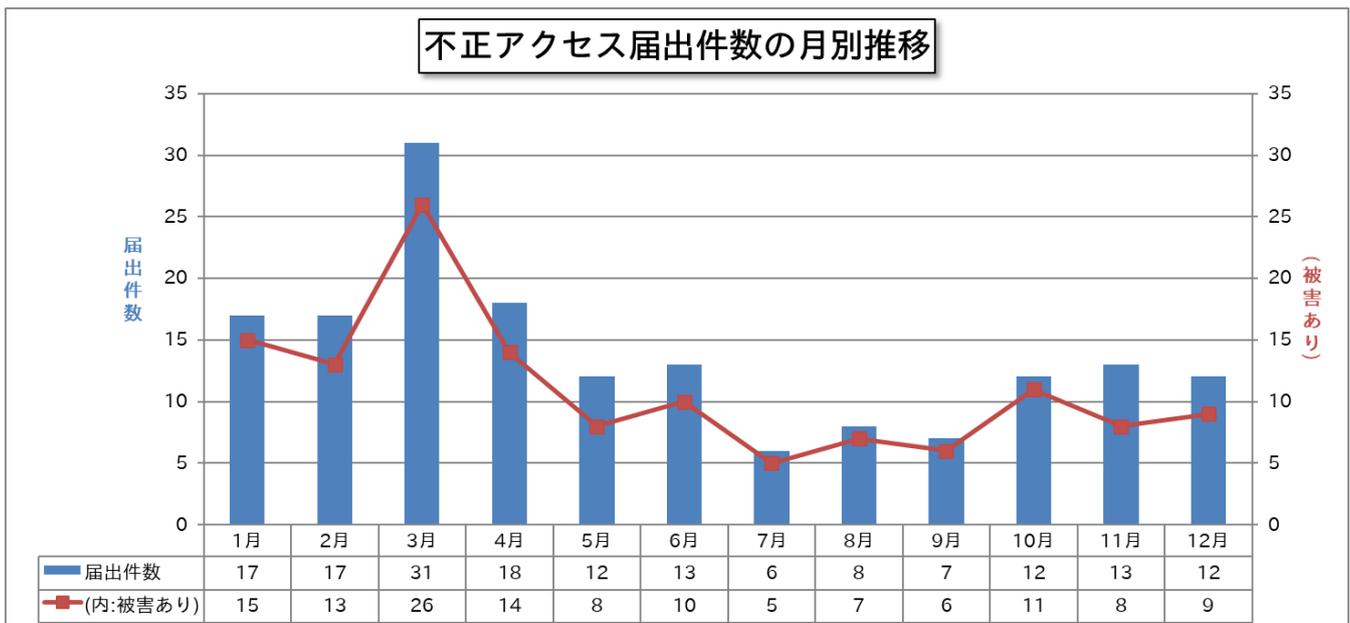


図 2-2：不正アクセス届出件数の月別推移

## 2-2. 不正アクセス届出者別件数

### 2-2-1. 届出者の主体別届出件数

2024年に寄せられた不正アクセス届出を、届出者の主体別に分類した比率および件数を次に示す。

前年と比較すると、件数は全体的に減少した。比率では、「法人」からの届出が約81.9%（136件）と最も多かった。

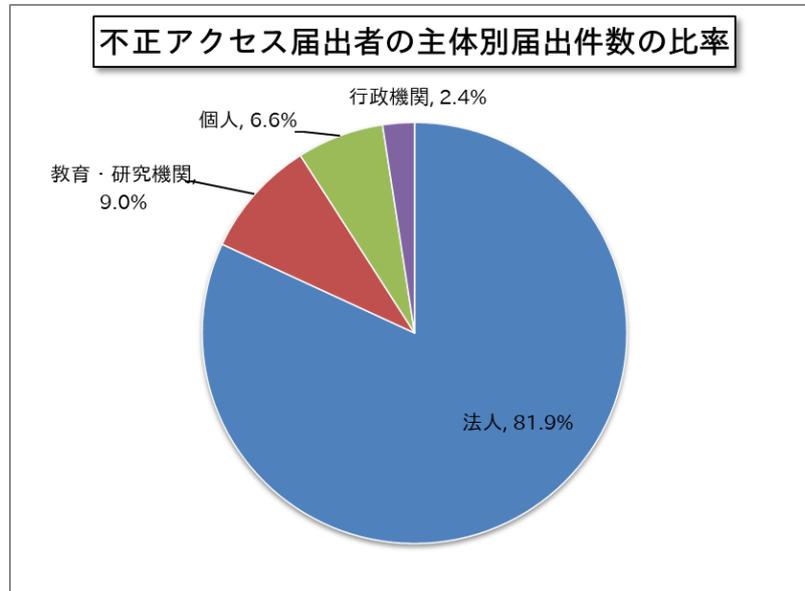


図 2-3：不正アクセス届出者の主体別届出件数の比率（2024年）

表 2-1：過去3年の不正アクセス届出者の主体別届出件数の推移

届出者の主体	2022年	2023年	2024年
法人	137	183	136
教育・研究機関	21	19	15
個人	50	29	11
行政機関	18	12	4
合計（件）	226	243	166

## 2-2-2. 届出者の業種別届出件数

「2-2-1. 届出者の主体別届出件数」の個人を除いた、不正アクセス届出の届出者を総務省の日本標準産業分類により業種別で分類した比率および件数を次に示す。

比率では、「E.製造業」からの届出が約17.4%（27件）と最も多く、次いで「G.情報通信業」が約15.5%（24件）、「I.卸売業，小売業」が約14.2%（22件）であった。

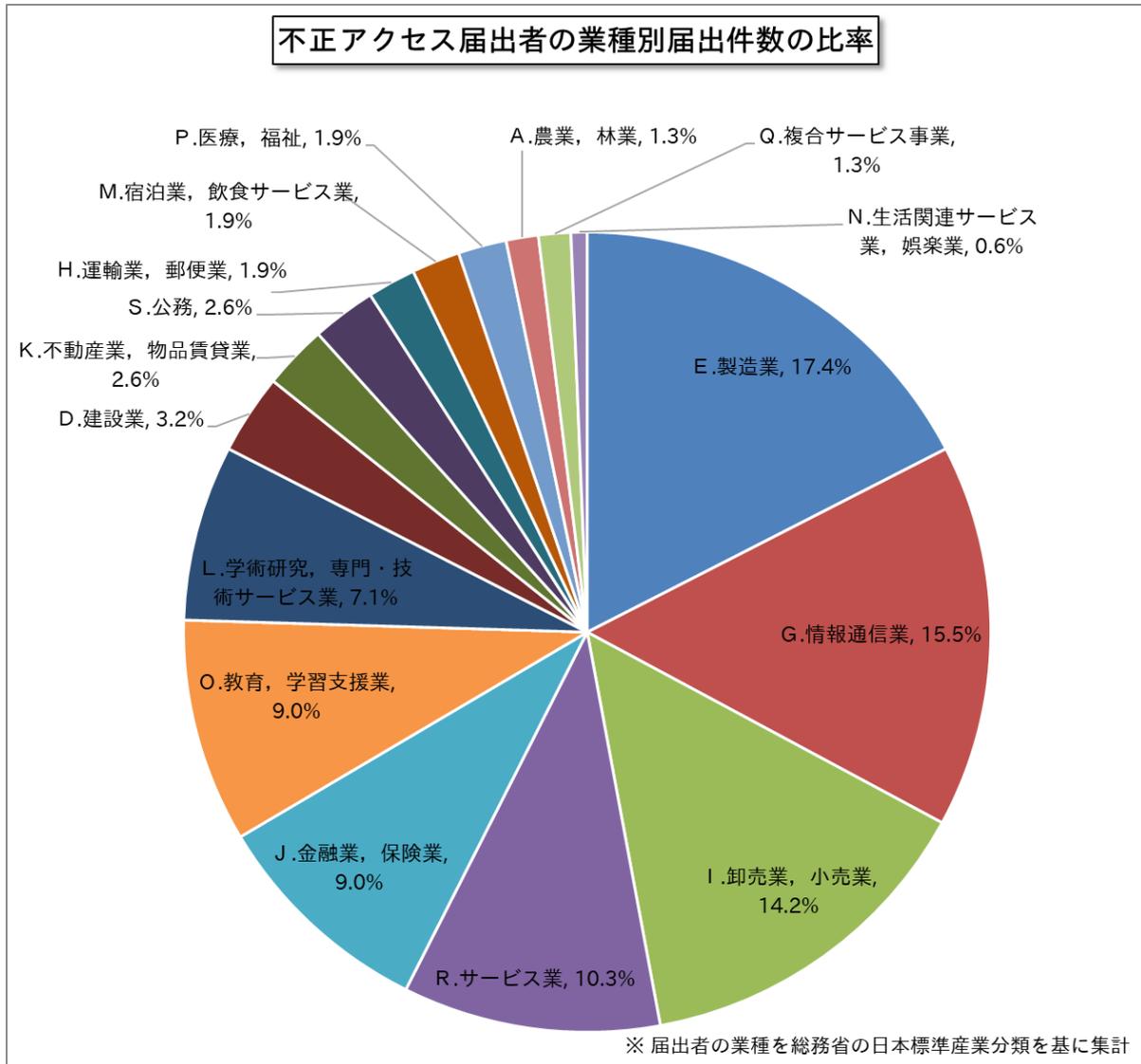


図 2-4：不正アクセス届出者の業種別届出件数の比率（2024 年）

表 2-2：不正アクセス届出者の業種別届出件数

届出者の業種	2024年
E.製造業	27
G.情報通信業	24
I.卸売業，小売業	22
R.サービス業	16
J.金融業，保険業	14
O.教育，学習支援業	14
L.学術研究，専門・技術サービス業	11
D.建設業	5
K.不動産業，物品賃貸業	4
S.公務	4
H.運輸業，郵便業	3
M.宿泊業，飲食サービス業	3
P.医療，福祉	3
A.農業，林業	2
Q.複合サービス事業	2
N.生活関連サービス業，娯楽業	1
合計（件）	155

### 2-3. 手口別件数

2024年に寄せられた不正アクセス届出を攻撃行為（手口）により分類したものである。

なお、1つの届出について、複数の攻撃行為を受けている場合は、該当する項目のそれぞれにカウントした。

2024年の届出において最も多く見られた手口は、前年と同様に「ファイル／データ窃取、改ざん等」で101件あり、次いで「不正プログラムの埋め込み」が65件、「脆弱性を悪用した攻撃」が51件であった。

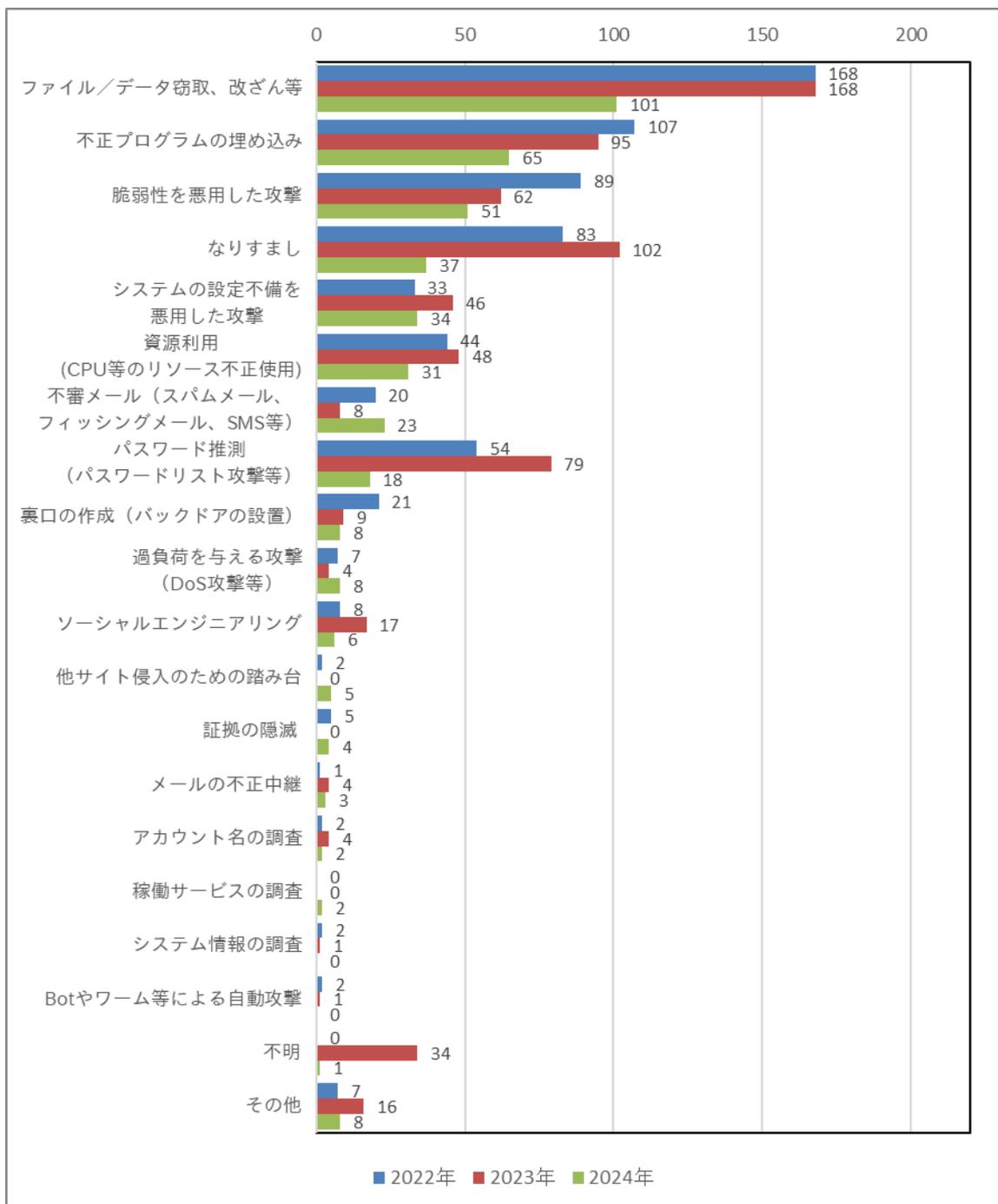


図 2-5：不正アクセス手口別件数の推移（2022～2024年）

## 2-4. 被害内容別件数

2024年に寄せられた不正アクセス届出のうち、実際に被害に遭った届出について、被害内容により分類したものである。

なお、1つの届出について、複数の被害内容が存在する場合は、該当する項目のそれぞれにカウントした。

2024年において最も多く見られた被害内容は、「データの窃取、盗み見」が90件であり、次いで「不正プログラムの埋め込み」が60件、「ファイルの書き換え」が51件であった。

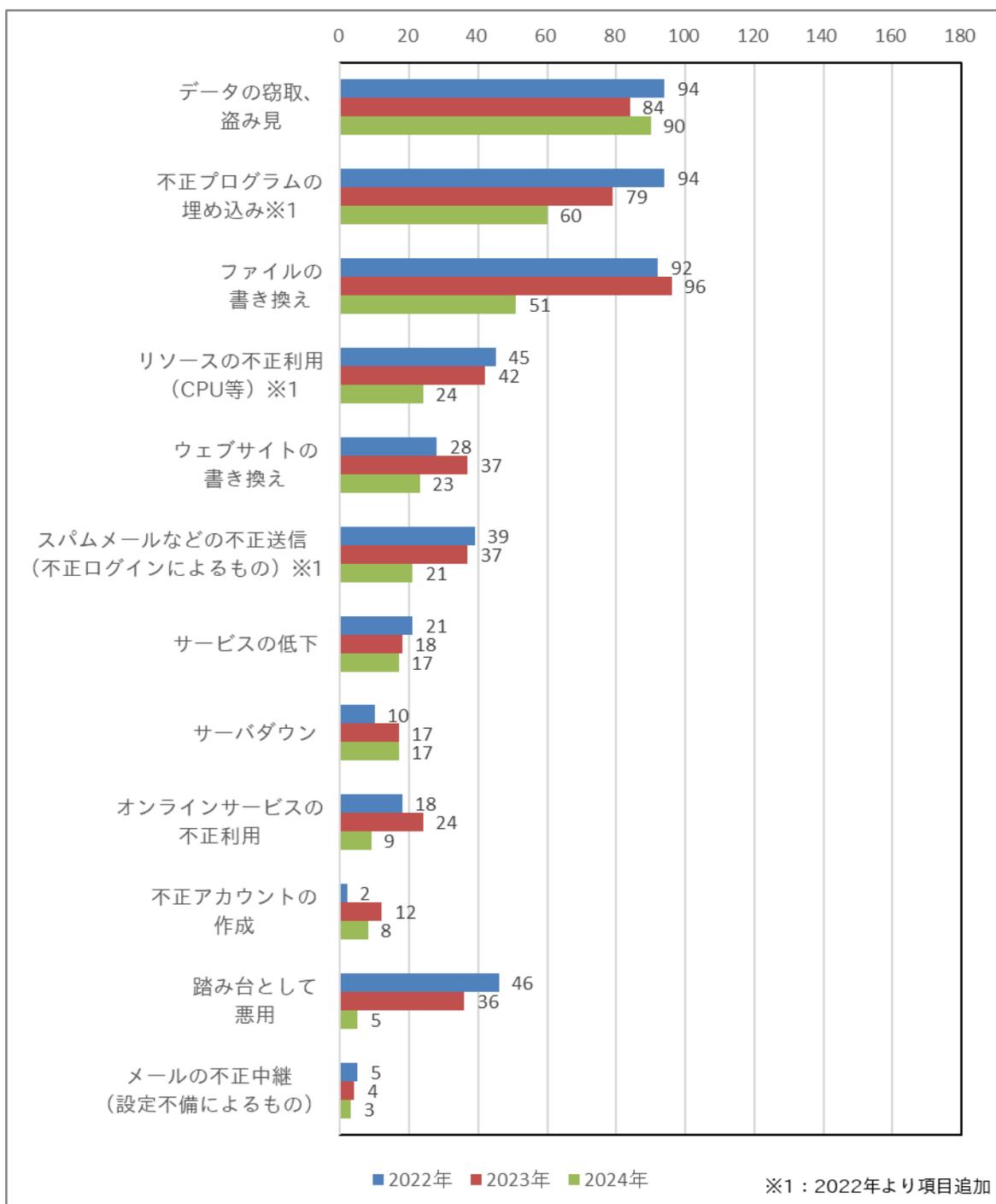


図 2-6 : 不正アクセス被害内容別件数の推移 (2022~2024年)

## 2-5. 原因別件数

2024年に寄せられた不正アクセス届出のうち、実際に被害に遭った届出について、不正アクセスの原因となった問題点／弱点により分類したものである。

なお、1つの届出について、複数の被害原因が存在する場合は、該当する項目のそれぞれにカウントした。

2024年において最も多く見られた被害原因は、前年と同様に「古いバージョンの利用や修正プログラム・必要なプラグイン等の未導入によるもの」で41件あり、次いで「設定の不備」が33件、「ID、パスワード管理の不備」が23件であった。

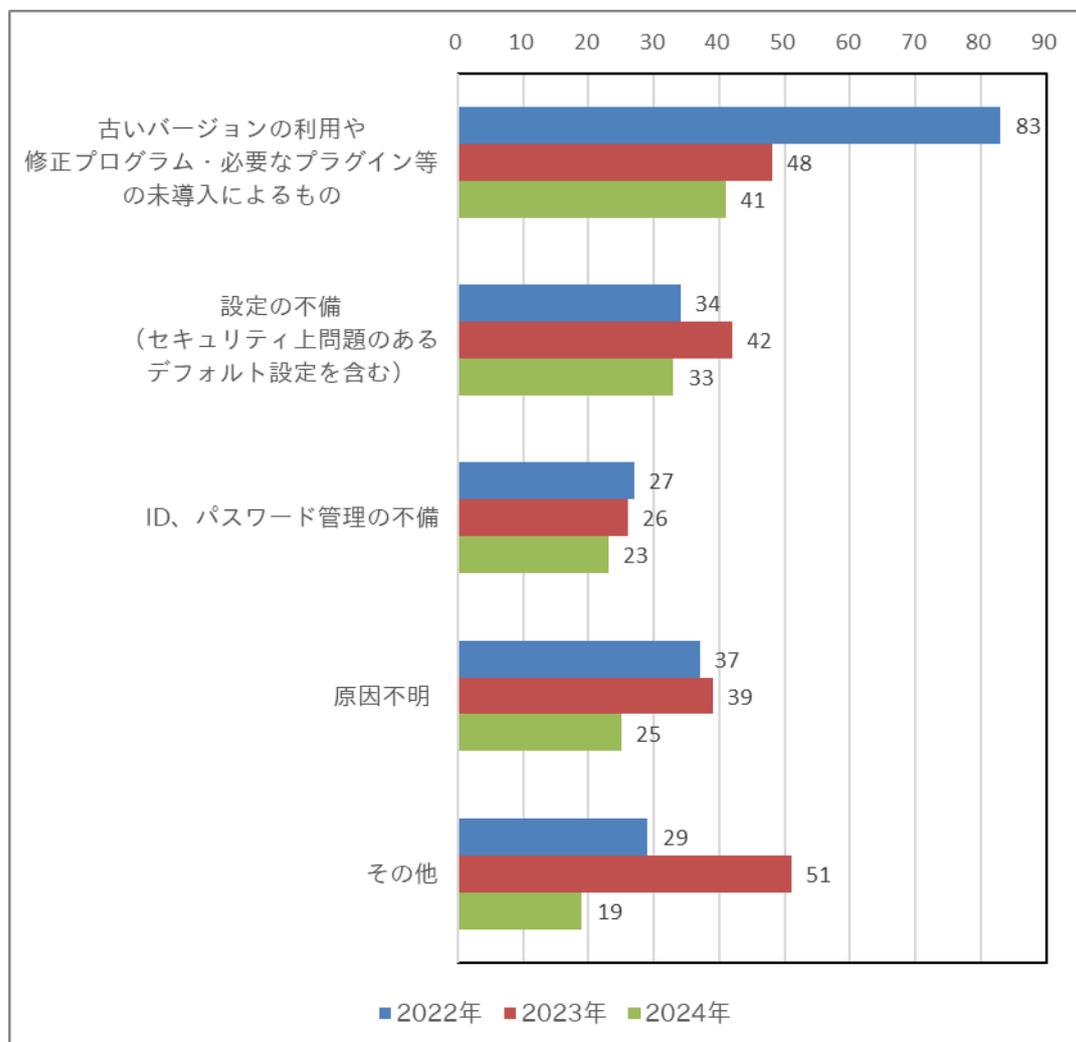


図 2-7：不正アクセス原因別件数の推移（2022～2024年）

## 2-6. 電算機別件数

2024年に寄せられた不正アクセス届出のうち、不正アクセス行為の対象となった電算機の種別により分類したものである。なお、1つの届出について、複数の電算機が不正アクセスの被害を受けた場合は、該当する項目のそれぞれにカウントした。

2024年において最も多く見られた電算機は、「ウェブサーバ」で57件あり、次いで「クライアント」が37件、「ファイルサーバ」が29件であった。

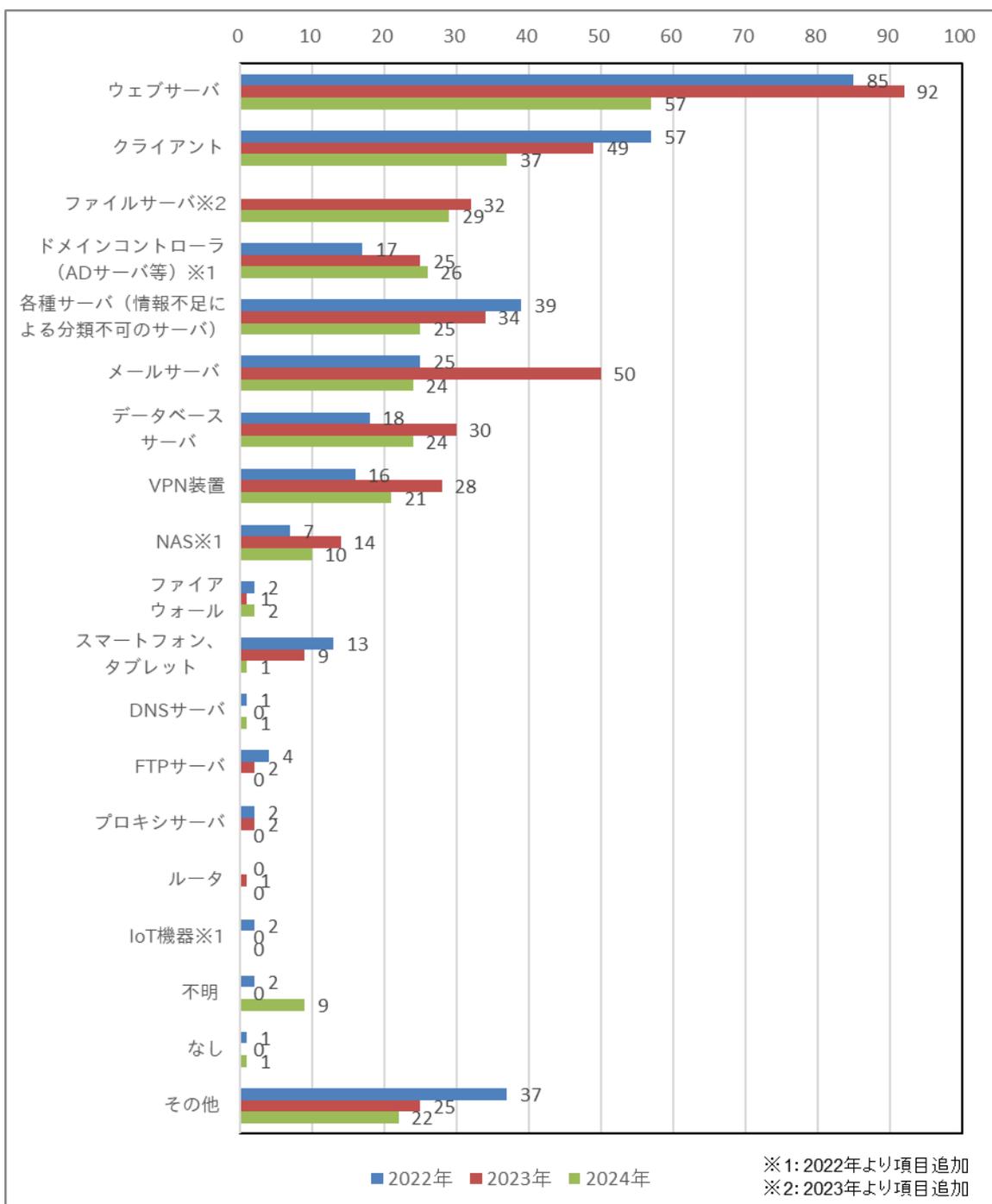


図 2-8 : 不正アクセス電算機別件数の推移 (2022~2024年)

## 2-7. 電算機設置環境別件数

2024年に寄せられた不正アクセス届出のうち、不正アクセス行為の対象となった電算機の設置環境により分類したものである。なお、1つの届出について、複数の異なる設置環境が不正アクセスを受けた場合は、該当する項目のそれぞれにカウントした。

2024年において最も多く見られた設置環境は、「自組織内（オンプレミス）」で57件あり、次いで「レンタルサーバ（ホスティング）」が36件、「クラウド環境（AWS,Azure等）」が32件であった。

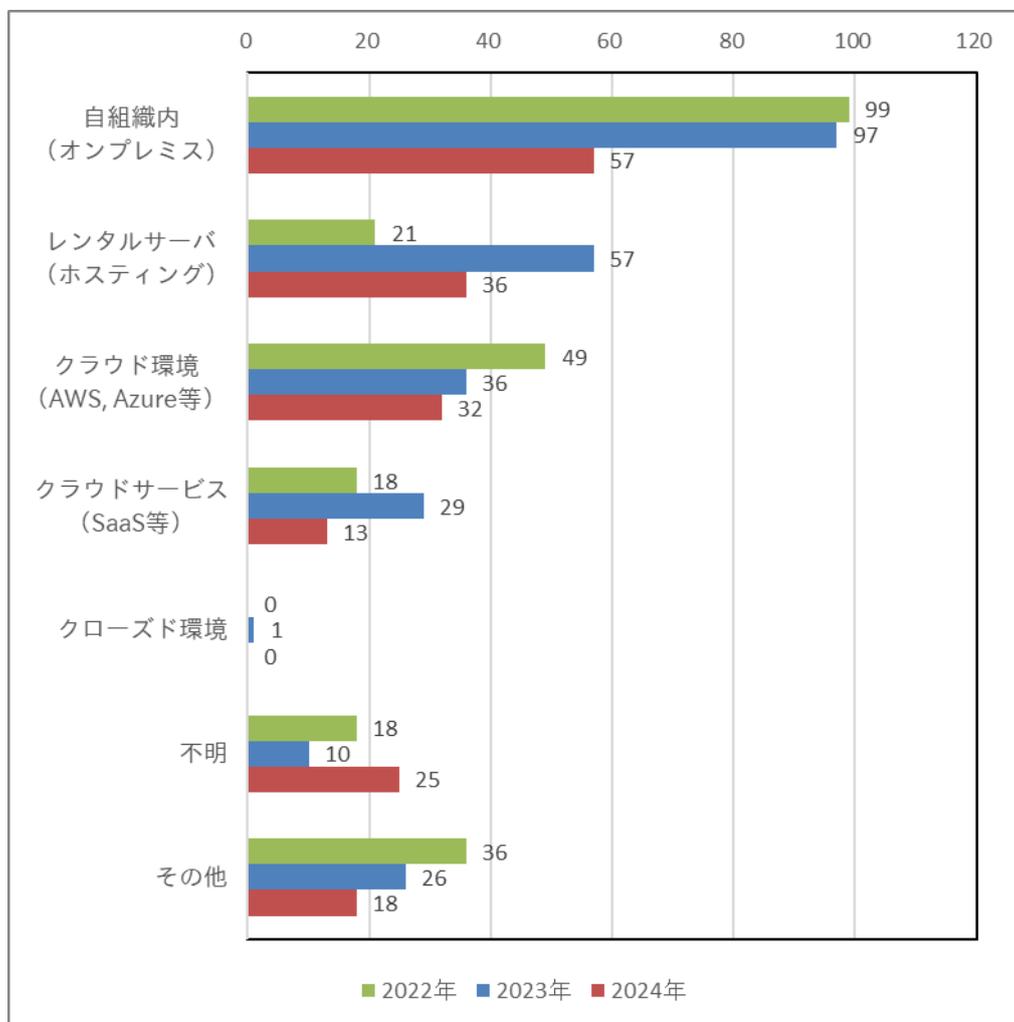


図 2-9：不正アクセス電算機設置環境別件数の推移（2022～2024年）

## 2-8. 不正アクセス届出にみられた傾向

1-4.と同じく、不正アクセスとして届出された中には、被害の全容把握や原因の特定に至っていないと思われる事案も多い。侵入経路が判明しているケースでは、VPN 装置の脆弱性悪用や、リモートデスクトップの設定不備が多く、合わせて 44 件となっており、これらの事案では、その後続く攻撃はすべてランサムウェア攻撃であった。そのほか、ウェブサイト（EC サイトを含む）の脆弱性を悪用した攻撃による改ざん被害、総当たり攻撃により、メールアドレスが乗っ取られたことによる不正メール送信被害等も見られた。

被害原因別に見ると、悪用できる脆弱性のある古いバージョンの利用や、適切なプラグインが未導入のままの運用といったものが前年同様多い傾向にある。自組織が利用している機器やソフトウェアに関する脆弱性情報の把握と修正プログラムの迅速な適用といった基本的な対策の徹底が必要である。

脆弱性情報の把握やウェブサイトの安全な運用管理については、下記ウェブページに情報を記載しているので、参考にいただきたい。

対策に関する参考情報)

・「ランサムウェア対策特設ページ」

[https://www.ipa.go.jp/security/anshin/measures/ransom\\_tokusetsu.html](https://www.ipa.go.jp/security/anshin/measures/ransom_tokusetsu.html)

・「安全なウェブサイトの運用管理に向けての 20 ケ条  
～セキュリティ対策のチェックポイント～」

<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/sitecheck.html>

・「安全なウェブサイトの作り方」

<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/about.html>

・「EC サイト構築・運用セキュリティガイドライン」

<https://www.ipa.go.jp/security/guide/vuln/guideforecsite.html>

・「JVN (Japan Vulnerability Notes)」 ※脆弱性対策情報ポータルサイト

<https://jvn.jp/>

・「高度標的型攻撃」対策に向けたシステム設計ガイド

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12446699/www.ipa.go.jp/security/vuln/newattack.html>

### ・コンピュータ不正アクセス被害の届出制度について

コンピュータ不正アクセス被害の届出制度は、経済産業省のコンピュータ不正アクセス対策基準に基づき、1996 年 8 月にスタートした制度であり、同基準において、コンピュータ不正アクセスの被害を受けた者は、被害の拡大と再発を防ぐために必要な情報を IPA に届け出ることとされている。

IPA では、個別に届出者への対応を行っているが、同時に受理した届出等を基に、コンピュータ不正アクセス対策を検討している。また受理した届出は、届出者のプライバシーを侵害することがないように配慮した上で、被害等の状況を分析し、検討結果を定期的に公表している。

#### ○コンピュータ不正アクセス対策基準

平成 8 年 8 月 8 日（通商産業省告示 第 362 号）（制定）

平成 9 年 9 月 24 日（通商産業省告示 第 534 号）（改定）

平成 12 年 12 月 28 日（通商産業省告示 第 950 号）（最終改定）

#### ○経済産業大臣が別に指定する者

平成 16 年 1 月 5 日（経済産業省告示 第 3 号）